

令和5年度 (補正予算) および令和6年度  
ストレージパリティの達成に向けた  
太陽光発電設備等の価格低減促進事業  
(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)  
公募説明会資料

2024年4月

一般財団法人 環境イノベーション情報機構 (EIC)

# 目次

1. 本補助金の対象となる事業
2. 補助事業の流れ
3. 応募に必要な書類
4. 問い合わせ先
5. その他

※本資料は基本的に「公募要領」、「Q&A集」の抜粋となっている。  
詳細については「公募要領」、「Q&A集」を参照すること。



# 1. 本補助金の対象となる事業

# 本補助金の対象となる事業

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業【EIC】

【予算額】 令和5年度（補正予算）：82.11億円の内数、令和6年度：40.00億円の内数

## 【参考】

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業【ETA】

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業
- ③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業
- ④オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（令和6年度）
- ⑤再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業
- ⑥熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業地域

(3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業【①②ETA・③RCESPA】

- ①オフサイトからの運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
- ②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
- ③屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業

(4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業【ETA】

(5) 平時の省CO<sub>2</sub>と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業【ETA】

(6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業【RCESPA】

(7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業【ETA】（令和6年度）

一般財団法人 環境イノベーション情報機構 (EIC)  
一般社団法人 環境技術普及促進協会 (ETA)  
一般社団法人 地域循環共生社会連携協会 (RCESPA)

# 補助事業の目的

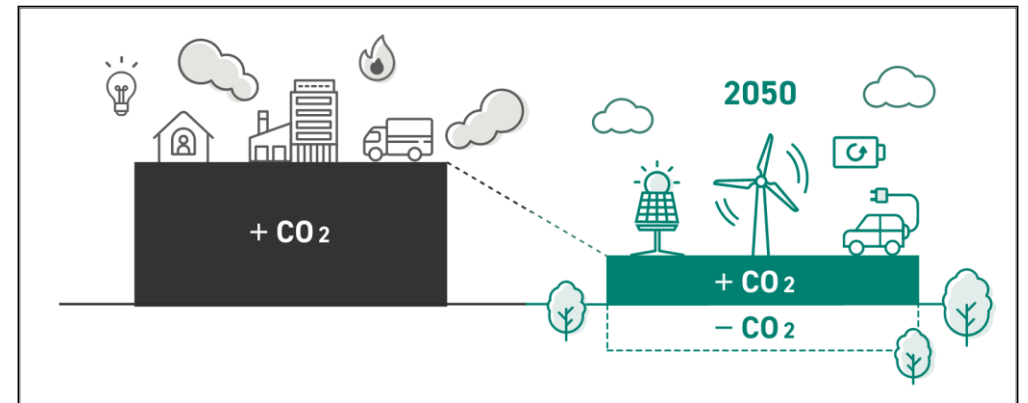
本補助事業は、ストレージパリティの達成に向けてオンサイトPPA\*モデル等による自家消費型太陽光発電や蓄電池などの導入を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、「再エネ主力化」と「レジリエンス強化」の促進を加速化し、「2050年カーボンニュートラル」の実現に資することを目的としている。

\* PPA: power purchase agreement / 電力購入契約

平時 ... 「再エネ主力化」  
「2050年カーボンニュートラル（CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡）」

停電時... 「レジリエンス（防災性）強化」

の両方を目的としていること。



出典：カーボンニュートラルとは\_脱炭素ポータル（環境省）  
[https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon\\_neutral/about/](https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/)

# 補助金の基準額

補助対象設備		基準額	
太陽光発電設備	定額	4万 [円/kW]	「自己所有」「その他のオンサイトPPAモデル」 「その他のリースモデル」
		5万 [円/kW]	「オンサイトPPAモデル」「リースモデル」
		7万 [円/kW]	「戸建て住宅」
		× 太陽電池出力* [kW]	
定置用蓄電池	定額	4万 (業務・産業用**) または4.5万 (家庭用**) [円/kWh] × 蓄電容量 [kWh] と間接補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とを比較して <b>少ない方</b> の額	
車載型蓄電池	定額	蓄電容量 [kWh] × 1/2 × 4万 [円/kWh]**	
充放電設備	2分の1***	機器費	
	定額	設置工事費 (上限額: 1基あたり業務・産業用 <b>95万円</b> 、家庭用 <b>40万円</b> )	

※補助金の交付額の上限額は

太陽光発電設備 : **2,000万円**

定置用蓄電池など : **1,000万円**

\* 太陽光発電設備の補助金の基準額の算定に用いる「太陽電池出力」は、「太陽電池モジュール(太陽光パネル)のJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値

\*\* 業務・産業用 : 4,800Ah・セル以上  
家庭用 : 4,800Ah・セル未満

\*\*\* 最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする



# 補助金の交付額の算定例（概算）

公募要領「別表第1」に基づき概算すると、次の金額が本補助事業の補助金の交付額の目安になる。

例1：

「オンサイトPPAモデル」でパワーコンディショナーの定格出力が100kWの太陽光発電設備と蓄電池容量20kWhで210万円（税抜・工事費込み）の定置用蓄電池（業務・産業用）を導入する場合、

- ◆ 太陽光発電設備の補助金の交付額 「 $100\text{kW} \times 5\text{万円/kW} = 500\text{万円}$ 」
- ◆ 定置用蓄電池の補助金の交付額 「 $210\text{万円} \div 3 = 70\text{万円}$ 」 <  $20\text{kWh} \times 4\text{万円} = 80\text{万円}$

例2：

「自己所有」でパワーコンディショナーの定格出力が100kWの太陽光発電設備と蓄電池容量20kWhで210万円（税抜・工事費込み）の定置用蓄電池（業務・産業用）を導入する場合、

- ◆ 太陽光発電設備の補助金の交付額 「 $100\text{kW} \times 4\text{万円/kW} = 400\text{万円}$ 」
- ◆ 定置用蓄電池の補助金の交付額 「 $210\text{万円} \div 3 = 70\text{万円}$ 」 <  $20\text{kWh} \times 4\text{万円} = 80\text{万円}$

# 補助金の要件①（全般）

本補助金の交付の対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要がある。

- 01) 自家消費型の太陽光発電設備の導入を行う事業であること。戸建て住宅を除き、導入する太陽光発電設備の「太陽電池出力」が10kW以上であること（戸建て住宅は「太陽電池出力」が10kW未満の申請のみ可）。
- 02) 定置用蓄電池または車載型蓄電池（充放電設備を含む）の導入を行う事業であること。戸建て住宅を除き、導入する蓄電池の「定格容量」が4,800Ah・セル以上であること。
- 03) 平時において、導入する太陽光発電設備による発電電力を導入場所の敷地内（オンサイト）で「自家消費」すること（戸建て住宅は自家消費率50%以上であること）。
- 04) 戸建て住宅を除き、太陽光発電設備の発電電力を系統に逆流しないものであること（余剰売電禁止）。戸建て住宅を含め、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り）の認定またはFIP（フィードインプレミアム）制度の認定を取得しないこと。
- 05) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 06) 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有する太陽光発電設備等を導入すること。
- 07) 【「オンサイトPPAモデル」または「リースモデル」の場合】補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家（共同事業者）とPPA事業者またはリース事業者との契約で、補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家（共同事業者）に還元、控除されるものであること。



# 補助金の要件①（全般）

- 08) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- 09) 交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者（代表申請者、共同申請者）および関係者（需要家などの共同事業者）などが確定していること。
- 10) 太陽光発電設備等の設置や電力供給など、補助事業の実施にあたっては、関係法令や基準など（需要地が所在する都道府県、市区町村が定める条例を含む）を遵守すること。
- 11) 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果（環境価値）についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 12) CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）削減が図れるものであること。
- 13) 本補助事業の実施に必要な資金を有する、または資金調達ができること。
- 14) 本補助事業の実施に必要な体制が構築されていること。
- 15) 同一設備について、国（環境省、経済産業省など）からの補助金等（補助金、交付金など）を併用するものではないこと。
- 16) 事業進捗上、許認可や権利関係の調整に問題がないこと。調整を要する場合、当該調整が本補助事業の実施に影響を与えることがないこと。

# 補助金の要件②（補助金の申請者等）

本補助金の交付を申請するためには、以下の要件を全て満たす必要がある。

01) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）と需要家（共同事業者）はいずれも日本国内において事業活動を営んでおり、次に該当する者であること。

(ア) 民間企業（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社）

(イ) 個人事業主（確定申告書Bおよび所得税青色申告決算書の写しの提出が必要）

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

(オ) 国立大学法人、公立大学法人および学校法人

(カ) 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(キ) 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第39条に規定する医療法人

(ク) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

(ケ) 一般社団法人・一般財団法人および公益社団法人・公益財団法人

(コ) その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者

※「地方公共団体」と「個人」は本補助金の補助事業者（代表申請者または共同申請者）に該当しない。そのため、「地方公共団体」や「個人」が「自己所有」（需要家による設備の買い取り）で太陽光発電設備や定置用蓄電池などの補助対象設備の所有者となり、補助金の交付（支払い）を直接受ける申請は本補助金の対象外とする。

# 補助金の要件②（補助金の申請者等）

02) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）と需要家（共同事業者）の全員が次の①～③を全て満たす者であること。本補助事業を継続的に実施するための健全な経営基盤を有しており、事業の継続が認められる者であること。 ※財務諸表等でクリアできない項目がある場合、公募要領「6. 応募に必要な書類」のA3-2の項目を参照のこと。

①直近の3決算期において、税引後当期純利益 [円] が連続赤字でない（直近の3決算期の財務諸表を提出した場合、3期連続赤字でない / 直近の2決算期の財務諸表を提出した場合、2期連続赤字でない / 直近の1決算期の財務諸表を提出した場合、1期が赤字でない）こと。

②直近の決算期において、純資産（自己資本） [円] が赤字（債務超過）でないこと。

③直近の決算期において、「自己資本比率 [%]（純資産（自己資本） [円] ÷ 総資産 [円] × 100）が10%未満かつ流動比率 [%]（流動資産 [円] ÷ 流動負債 [円] × 100）が100%未満」でないこと。 ※自己資本比率が10%以上または流動比率が100%以上であれば、本項目には該当しない。

A3-2【補助事業者（①代表申請者、②共同申請者）、③需要家（共同事業者）のいずれかにおいて、「1.4. 補助金の要件②（補助金の申請者等） 02)」でクリアできない項目がある場合】

事業継続性を担保できる措置を講じること。その確証となるものとして、「①申請時点で税引後当期純利益の赤字や債務超過が解消され、自己資本比率や流動比率の基準をクリアしていることを確認できる書類（様式任意）」か「②親会社などによる事業継続の一切を確約する書面（様式任意）および事業継続を確約する法人などの単体ベースの直近の3決算期における貸借対照表と損益計算書」を提出すること。

# 補助金の要件③（補助対象設備\_太陽光発電設備）

本補助金の交付の対象となる設備（補助対象設備）は以下の要件のうち、当該設備のものを全て満たす必要がある。

〈太陽光発電設備〉

- 01) 平時において対象施設（オンサイト / on-site）で自家消費することを目的としたものであり、平時に使用するエネルギー（電力）量を考慮した適正な導入規模であること。売電を目的とした設備でないこと。原則として、太陽光発電設備の適切な稼働に必要な機器を単線結線図で確認できるものであること。
- 02) 原則として、「需要家」が対象施設で電力を消費していることを電気料金の請求書などで確認できるものであること（電気料金の請求書などに記載された法人を「需要家」と見なす）。電気料金の支払いを別の法人が行っている場合は、支払いを行っている法人と「需要家」との関係を客観的に確認できる資料を提出すること。電気料金の請求書などに記載された法人が「需要家」の名称と異なると、対象施設の電気料金の請求書なのか分からない。
- 03) 【対象施設が新築や増築などの場合】対象施設における消費電力量の合理的な算定根拠が示されていること。設備の稼働状況が分からない段階で過大に想定をすることは不可。新たに導入する機器などの消費電力量が考慮されていないもの、算定根拠に合理性が欠けるもの、明確でないものは認められない。
- 04) 全ての系統において、「過積載率 [%]」が100%以上であること。「過積載率 [%]」 = 「系統ごとの太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値 [kW] ÷ パワーコンディショナーの定格出力 [kW] × 100」。1系統でも「過積載率」が100%未満の系統がある申請は認められない。ただし、戸建て住宅については「過積載率」が100%未満でも可とする。
- 05) 太陽光発電設備の発電電力量などの「計測機器」を導入し、本補助事業としてのCO<sub>2</sub>削減量の実績値を正確に把握できるものであること。「計測機器」を導入しないなどして、本補助事業としてのCO<sub>2</sub>削減量の実績値を正確に把握できない申請は認められない。
- 06) 太陽光発電設備の補助対象経費（税抜）のみ（定置用蓄電池などの補助対象経費（税抜）を除く）の費用効率性（CO<sub>2</sub>を1t削減するのに必要な費用）が36,000 [円/t-CO<sub>2</sub>] 以下であること（費用効率性の上限）。本来は補助対象にしなければならない経費を補助対象外経費にするなどして、本来の値より低く費用効率性を算定している申請は評価の対象外とする。原則として、補助対象経費で太陽光発電設備等が成立（稼働）する必要がある。補助対象外にしなければならない経費の具体例はQ&A「10. 補助対象、補助対象外」を参照のこと。



# 補助金の要件③（補助対象設備\_太陽光発電設備）

〈太陽光発電設備〉

07) 実証段階、中古、新古、使用済み、リユースの製品でないこと。

08) 〈停電時に使用する機器、非常用コンセント〉停電時に需要家を使用しやすく、安全に使用できるものであること。

a 停電時に対象施設にいる社員などが停電時に使用する機器や非常用コンセントを活用できるよう、「停電時に使用できる機器、注意点、操作方法を社員などに周知するためのマニュアル」などを作成すること。マニュアルには

①停電時に使用できる機器、非常用コンセント、定置用蓄電池などの設置場所

②自立運転機能（停電時に外部電源無しで発電を再開できる機能）付きのパワーコンディショナーを導入する場合、自動・手動のどちらで自立運転モードに切り替わるか

③非常用コンセントを設置する場合、コンセントごとに接続できる最大電力 [W]

を必ず記載すること。②は自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入しない場合、③は非常用コンセントを設置しない場合は、それぞれ記載不要。社員などの異動や退職があった際に引き継ぎができる資料を作成すること。施工業者などから需要家に対して口頭での説明でないこと。

b 【非常用コンセントを設置する場合】停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を使用する場所のできる限り近くに非常用コンセントを設置し、停電時に需要家が非常用コンセントを使用しやすいようにすること。例えば、停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力の使用場所が事務室の場合、非常用コンセントの設置場所は同じ事務室内とすること。

c 【非常用コンセントを屋外に設置する場合】機器が雨に濡れ、故障や漏電が発生しないよう、防雨型のコンセントとするなど、防水対策を講じること。屋外に屋内用のコンセントを設置し、コンセント盤の扉を開けた状態で使用することは認められない。

09)～10) (略)

# 補助金の要件③（補助対象設備\_太陽光発電設備）

## 〈太陽光発電設備〉

### 11) 〈太陽光発電設備の固定方法〉

a 太陽電池モジュール（太陽光パネル）やその架台（基礎）の固定方法は『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』（日本工業規格）などに示された一定の基準（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重など）を原則として満たすものであること。

b パワーコンディショナーや変圧器（トランス）などの機器は原則としてアンカーボルトなどで床（地面）のコンクリートなどに固定して設置すること。屋根に穴を開けられないなどの理由によりアンカーボルトなどで床（地面）のコンクリートなどに固定しない場合は、壁面に固定するなど、機器を固定するための何らかの措置を講じること。設置の仕方に問題があると、地震などの際に設備が転倒するなどして使用できなくなる恐れがある。

12) 補助金に応募する前に、次の点を十分確認すること。事前の調査不足や確認不足が原因で、採択後などに太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナー、定置用蓄電池、変圧器（トランス）などの数量や設置予定場所に変更が生じないようにすること。

a 建物の構造計算書や想定される積雪荷重などを踏まえ、本補助事業で導入する太陽電池モジュール（太陽光パネル）の重量に耐えられる強度を有する建物であることを補助金に応募する前に十分確認すること。建物が古い場合や積雪地域の場合は特に注意すること。

b 【陸屋根などに架台を設置する場合】架台の重量を含めて構造計算（強度計算）を行うこと。積雪地域の場合、冬季の雪を考慮して架台を設置する必要があるかどうかを検討すること。

c 対象施設に設置する太陽電池モジュール（太陽光パネル）などの数量や設置予定場所はインターネット上の衛星写真に画像を当てはめるだけでなく、現場調査を行い、屋根の形状、既設の設備の有無、排気ダクトの位置、日影の影響、防水工事の必要性の有無（太陽光発電設備等の設置工事により雨漏りが生じないか）、配線ルートなどを確認した上で決定すること。衛星写真は古い情報のことがあり、衛星写真の撮影後に機器が設置されるなどして、補助対象設備を設置できないことがある。特に太陽電池モジュール（太陽光パネル）の設置場所の周辺に影になる障害物（高い建物、樹木、エアコンの室外機、フェンス、パラペットなど）が無いが、よく確認すること。太陽電池モジュール（太陽光パネル）がわずかに日影になるだけでも発電量が大きく低下する場合がある。

d～f（略）



# 補助金の要件③（補助対象設備\_太陽光発電設備）

## 〈太陽光発電設備〉

13) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）（ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の認定を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、もっぱら当該認定を受けた者に対する遵守事項等は除く）および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（詳細は以下dのとおり）に定める遵守事項等に準拠して補助事業を実施すること。

特に、次のa～mを全て遵守していることを確認すること。

a～c（略）

d 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会または事前周知措置（以下「説明会等」という）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択および交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、機構に対して提出を行い、確認を受けること。

e（略）

f 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（「補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号」、「保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号」、「運転開始年月日」、「本補助金により設置した旨」）を記載したものを掲示すること。ただし、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置きなど）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合など）には、柵塀等の設置を省略することができる。また、営農型太陽光発電設備、駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート）、窓・壁等と一体となった太陽光発電設備等を設置するものであり、柵塀等の設置により事業運営等に支障が生じると判断される場合にも、柵塀等の設置を省略できるものとする。 ※安全フェンスの設置が必要な場合は見積書に経費を計上すること。

g～m（略）

14)（略）

公募要領1.5.1およびQ&A問4-13、14を確認すること。

# 補助金の要件③ (補助対象設備\_定置用蓄電池)

## 〈定置用蓄電池〉

- 01) 本補助事業で導入する「太陽光発電設備」の付帯設備であること。
- 02) 「蓄電池容量 [kWh]」の合理性について説明できるものであること。ストレージパリティを達成し、我が国の再生可能エネルギーの最大限導入と防災性強化を図るといふ本事業の趣旨に鑑み、太陽光発電設備の「太陽電池出力 [kW]」や「法定耐用年数における平均の年間余剰電力量 [kWh/年]」に比して「蓄電池容量 [kWh]」が非常に小さいと考えられる場合に、説明を求める可能性がある。
- 03) 据置型（定置型）の蓄電池であること。定置用蓄電池の固定方法は『建築設備耐震設計・施工指針 2014年版』（一般財団法人 日本建築センター）などに示された一定の基準（地震荷重など）を原則として満たすものであること。原則としてアンカーボルトなどで床（地面）のコンクリートなどに固定して設置すること。屋根に穴を開けられないなどの理由によりアンカーボルトなどで床（地面）のコンクリートなどに固定しない場合は、壁面に固定するなど、機器を固定するための何らかの措置を講じること。設置の仕方に問題があると、地震などの際に設備が転倒するなどして使用できなくなる恐れがある。
- 04) 本補助事業で導入する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電できるシステムになっており、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。本補助事業で導入する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電できないシステムは認められない。原則として、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力の自家消費率の向上に資する蓄電システムであること。
- 05) 定置用蓄電池を停電時の非常用予備電源としてしか使用せず、平時において充放電を繰り返さない使い方はCO<sub>2</sub>削減につながらないため、認められない。
- 06) 本補助事業で導入する定置用蓄電池の「蓄電池容量 [kWh]」は本補助事業で新規に導入する太陽光発電設備のうち、定置用蓄電池に接続される系統の「太陽電池出力 [kW]」で充電可能な量を上限とする。導入量の考え方はQ&A「5. 定置用蓄電池」を参照のこと。

# 補助金の要件③ (補助対象設備\_定置用蓄電池)

## 〈定置用蓄電池〉

07) 定置用蓄電池のみの補助対象経費（税抜・工事費込み）の「蓄電池容量」1kWhあたりの金額が「定置用蓄電システム普及拡大検討会（経済産業省 資源エネルギー庁）」で設定された2030年度目標価格の達成に向け、毎年度ごとに設定される「目標価格」以下の蓄電システムであること。「目標価格」を超える場合、定置用蓄電池については全額補助対象外となる。

2024年度 〈業務・産業用〉蓄電池 「目標価格」 12.0万円/kWh（税抜・工事費込み）

2024年度 〈家庭用〉蓄電池 「目標価格」 13.5万円/kWh（税抜・工事費込み）

08) 【「家庭用」の蓄電池の場合】申請時点において、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること。過年度の登録済製品も補助対象とする。原則として、申請時点で未登録の製品は補助対象外とする。

cf. 蓄電システム登録済製品一覧（SII） <https://zehweb.jp/registration/battery/>

09) 停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるものであること。太陽光発電設備に自立運転機能（停電時に外部電源無しで発電を再開できる機能）付きのパワーコンディショナーが含まれる場合、太陽光発電設備と組み合わせることで停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるものであること。目標価格をクリアできないなどの理由により補助対象外で定置用蓄電池を導入する場合でも、補助対象外で新たに導入する定置用蓄電池で停電時の補助金の要件を満たさなければならない。

10) 実証段階、中古、新古、使用済みの製品でないこと。

11) 【リユースの定置用蓄電池の場合】次のa、bのいずれかを満たすこと。

a 導入する蓄電池について、JIS C 8715-2: 2019、IEC 62619: 2022などの類焼試験に適合していることの「①第三者機関による証明書」と「②証明に関する資料（温度プロファイル、写真など）」の両方を交付申請書で提出できるものであること（モジュール以上）。電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、上記に代えてJETリユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。

b 定置用蓄電池の法定耐用年数である6年間、充放電を繰り返して使用できる製品であることを確認できる資料（メーカー保証書など）を交付申請書で提出すること。

# 補助金の要件③（補助対象設備\_車載型蓄電池・充放電設備）

## 〈車載型蓄電池〉

- 01) 本補助事業で導入する「太陽光発電設備」の付帯設備であること。原則として、本補助事業で導入する「太陽光発電設備」と接続して充電を行うものであること。
- 02) 本補助事業で新たに「太陽光発電設備」および「充放電設備（V2H）」と同時に導入する場合で、車載型の蓄電池を搭載し、外部給電が可能な「電気自動車（EV）」または「プラグインハイブリッド自動車（PHV）」であること。「車載型蓄電池」のみでの申請は不可。
- 03) 最新の経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という）の補助対象車両であること。CEV補助金との併用は不可。 [https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R5ho/R5ho\\_meigaragotojougen\\_2.pdf](https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R5ho/R5ho_meigaragotojougen_2.pdf)
- 04) 実証段階、中古、新古、使用済みの製品でないこと。

## 〈充放電設備〉

- 01) 本補助事業で導入する「太陽光発電設備」および「車載型蓄電池（EV、PHV）」の付帯設備であること。
- 02) 本補助事業で新たに「太陽光発電設備」および「車載型蓄電池（EV、PHV）」と同時に導入する場合で、平時において本補助事業で導入する「太陽光発電設備」の発電電力を本補助事業で導入する「車載型蓄電池（EV、PHV）」に充電できるものであること。「充放電設備」のみでの申請は不可。
- 03) 停電時に本補助事業で新たに導入する「車載型蓄電池（EV、PHV）」から対象施設に電力の供給ができ、EV、PHVに搭載された蓄電池で停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるものであること。
- 04) 最新のCEV補助金の補助対象V2H充放電設備であること。CEV補助金との併用は不可。 [https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho\\_v2h\\_meigaragotojougen.pdf](https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf)
- 05) 実証段階、中古、新古、使用済みの製品でないこと。



# 補助金の要件④（申請の区分\_オンサイトPPAモデル）

〈「オンサイトPPAモデル」の申請〉

「オンサイトPPAモデル」の区分で申請するためには、以下の要件を全て満たす必要がある。

01) 太陽光発電設備を「オンサイトPPAモデル」により導入する場合は「オンサイトPPAモデル」の区分で申請すること。kWhあたりのサービス単価に電力使用量に乗じた金額を需要家（共同事業者）に請求するなどして、契約期間における支払総額が決まっていない場合（従量課金制）は「オンサイトPPAモデル」の区分になる。契約期間における支払総額が決まっている定額制の場合は「オンサイトPPAモデル」に該当しないものとする。

02) 需要家（共同事業者）とPPA事業者が直接PPA契約を締結すること。需要家（共同事業者）とPPA事業者が直接PPA契約を締結しない申請は認められない。「オンサイトPPAモデル」で申請する場合、対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）を共同事業者とすること。

03) 需要家（共同事業者）とPPA事業者が親会社・子会社・孫会社などの関係でなく、原則として資本関係がないこと（第三者所有であること）。

04) PPA事業者（発電事業者）の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていること。リース事業者が実施体制に含まれる場合、リース事業者の定款でリース業などが規定されていること。

05)～08)（略）

09) 交付申請書や完了実績報告書に記載する「年間推定発電量」や「自家消費できる見込みの電力量」などの数値と需要家とのPPA契約書などに記載する数値は同一のものとする。

# 補助金の要件④（申請の区分\_自己所有）

〈「自己所有」の申請〉

「自己所有」の区分で申請するためには、以下の要件を全て満たす必要がある。

- 01) 対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）が太陽光発電設備等の所有者となる場合は「自己所有」の区分で申請すること。
- 02) 【対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）が太陽光発電設備等の所有者とならず、建物の所有者や需要家の親会社などが太陽光発電設備等の所有者となる場合】
  - a 太陽光発電設備等の所有者を代表申請者とし、需要家を共同事業者として申請すること。
  - b 太陽光発電設備等の所有者が需要家に太陽光発電設備の発電電力を無償で使用させること（そのことを確認できる書類を交付申請書のD8「その他の資料」などとして提出すること）。有償で使用させる場合、電力を販売していると見なされるため、「自己所有」の区分での申請は認められない。



# 補助金の要件④（申請の区分\_リースモデル）

〈「リースモデル」の申請〉

「リースモデル」の区分で申請するためには、以下の要件を全て満たす必要がある。

- 01) 需要家（共同事業者）の電力使用量にかかわらず毎月定額を請求するなどして、契約期間における支払総額が決まっており（定額制）、契約内容がファイナンスリースのものは「リースモデル」の区分で申請すること。契約内容が実質的にオペレーティングリースのものは対象外とする。契約期間における支払総額が決まっていない従量課金制の場合は「リースモデル」に該当しないものとする。
- 02) 需要家（共同事業者）とリース事業者が直接リース契約を締結すること。需要家（共同事業者）とリース事業者が直接リース契約を締結しない申請は認められない。「リースモデル」で申請する場合、リース事業者を補助事業者（代表申請者）かつ代表事業者とし、対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）を共同事業者とすること。
- 03) 需要家（共同事業者）とリース事業者が親会社・子会社・孫会社などの関係でなく、原則として資本関係がないこと（第三者所有であること）。
- 04) 【需要家（共同事業者）と設備の使用に関するファイナンスリース契約を締結する場合（通常のリース契約）】リース事業者の定款でリース業などが規定されていること。
- 05) 【需要家（共同事業者）と定額制のサービス契約を締結する場合（定額制の電力販売）】発電事業者の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていること。
- 06)～08)（略）

# 補助事業の期間

本補助事業の期間は単年度とする。

## 01) 事業開始日：交付決定通知書に記載された交付決定日

※補助対象設備の発注、契約、支払いは必ず交付決定日以降に行うこと。完了実績報告書において、交付決定日（事業開始日）以降の日付で作成された発注書や納品書を提出できるものであること。補助事業者（代表申請者、共同申請者）が交付決定日（事業開始日）より前に発注した在庫品を本補助事業で補助対象経費として計上することは認められない。

## 02) 事業完了日：原則として、「①導入する全ての補助対象設備の引き渡し（検収）」と「②販売事業者や施工業者などに対する補助対象経費の全ての支払い」が完了した日

※①と②の両方を補助事業の実施期限（2025年1月31日）までに完了させること【期限厳守】。

交付申請書に記載する「補助事業の実施スケジュール」は、補助事業の審査に必要な期間として、次の①②③を見込み、補助事業の実施期限（2025年1月31日）までに補助事業が完了する計画になっている必要がある。補助事業の実施期限までに完了しないスケジュールの申請は交付の対象外とする。

- ①第一段階の交付申請書の審査期間：公募締め切り日（×交付申請書の提出日ではない）から約2か月
- ②第二段階の交付申請書の審査期間：採択通知後に提出された交付申請書を受理してから約1か月
- ③完了実績報告書の提出期限：補助事業が完了した日から30日以内または2025年2月10日のいずれか早い日

# 交付申請書の審査における主な評価ポイント

※具体的な審査基準は審査委員会にて決定

## 1. 補助金の要件等での評価

機構は提出された応募書類が公募要領の各項目を満たすものであるか、審査を行う。公募要領の記述に沿った応募書類ほど、高い評価にする。応募書類をひと通り作成した後、機構に提出する前に公募要領の各項目を満たす内容になっているか、一つずつ確認することを推奨する。

- 01) 「1.3. 補助金の要件①（全般）」
- 02) 「1.4. 補助金の要件②（補助金の申請者等）」
- 03) 「1.5. 補助金の要件③（補助対象設備）」
- 04) 「1.6. 補助金の要件④（申請の区分）」
- 05) 「1.7. 補助事業の期間」
- 06) 「1.8. 補助金の交付額の算定方法」

過去の公募で不採択の理由となるが多かった点はQ&A集でも解説しているので、公募要領と併せて参照すること。

# 交付申請書の審査における主な評価ポイント

※具体的な審査基準は審査委員会にて決定

## II. 加点項目・優先採択項目での評価

### 01) CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）削減効果【加点項目】

- a 費用効率性（CO<sub>2</sub>を1t削減するのに必要な費用）
- b 設備導入によるCO<sub>2</sub>削減率 [%]
- c 太陽光発電設備等を導入することによるCO<sub>2</sub>削減量、削減率の根拠の妥当性、客観性

### 02) ストレージパリティの達成への取り組み【加点項目】

a 太陽光発電設備の規模に見合った定置用蓄電池または車載型蓄電池の導入：本補助事業で導入する太陽光発電設備の「太陽電池出力 [kW]」と本補助事業で導入する定置用蓄電池または車載型蓄電池の「蓄電池容量 [kWh]」の比率「蓄電池容量 [kWh] ÷ 太陽電池出力 [kW]」が大きい申請を高い評価にする。

### 03) 蓄電池の認証等【加点項目】

- a 類焼試験に適合
- b (ア) 蓄電システムの早期復旧や原因説明が可能な体制 (イ) 代替する電池システムの主要部品（電池セルなど）を迅速に供給できる拠点
- c 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）上の広域認定

### 04) 需要家における脱炭素経営への取り組み【加点項目】

- a 「RE100（Renewable Energy 100% / 再生可能エネルギー100%）」や「再エネ100宣言 RE Action」への参加
- b 「SBT（Science Based Targets / 科学的根拠に基づく目標）」の認定
- c 「TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）」への賛同表明
- d 「温室効果ガスの排出削減目標」の設定
- e 「デコ活応援団」への参画、「デコ活宣言」の実施など、「デコ活」に関する取組

### 06) 「再エネ促進区域」【優先採択項目】



An aerial view of a modern, multi-story glass skyscraper. The building features a prominent rooftop garden with several rows of solar panels installed on it. The surrounding area includes other high-rise buildings and a street with trees. The overall scene is bright and clear, suggesting a sunny day.

## 2. 補助事業の流れ

# 公募期間

一次公募：2024年4月17日（水）～2024年5月24日（金）正午まで

- 01) 公募要領とQ&A集を併せて熟読した上で、公募締め切り日までに公募要領に記載された「6.3. 提出方法」に基づき、「6.2. 応募に必要な書類」（第一段階の交付申請書）を提出すること。審査の公平性の観点から、書類の追加や差し替えなどを含め、公募締め切り後の提出は原則として受け付けない。
- 02) 実施体制が整っていれば、同一の事業者が複数の施設を申請することは可とする。
- 03) 過去の公募で不採択になった施設を再度申請することは可とする。また、過去の公募で採択になった施設に太陽光発電設備等を増設するため再度申請することも可とするが、注意点はQ&A「2. 全般的な事項」を参照のこと。
- 04) 一次公募で予算に達した場合、二次公募は実施しない。二次公募の実施の有無については、一次公募の締め切り後に機構のウェブサイトに掲載する。



# 補助事業の全体スケジュール

	3・4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公募期間	←→											
審査、採択・不採択		←→										
交付申請				←→								
審査、交付決定					←→							
補助事業の実施					←→ 導入する全ての補助対象設備の引き渡し（検収）と販売事業者や施工業者などに対する補助対象経費の全ての支払いを2025年1月31日までに完了させること							
完了実績報告							←→ 完了実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内または2025年2月10日のいずれか早い日					
補助金の額の確定							←→					
補助金の交付								←→ 補助金の額を確定し次第、随時				

※上記のスケジュールは一例であり、実際の状況により変更となる可能性がある。

An aerial view of a modern, multi-story building with a flat roof covered in solar panels. In the foreground, there is a parking lot with several EV charging stations and a car parked. The building has large windows and a clean, modern facade. The scene is brightly lit, suggesting daytime.

# 3. 応募に必要な書類

# 応募に必要な書類

## 〈A. 交付申請書〉

- A-0 提出書類リスト
- A-1 様式第1（第5条関係） 交付申請書
- A-2 補助事業の実施に関する基礎情報
- A-3 事業者概要
- A-4 暴力団排除に関する誓約事項

## 〈B. 実施計画書〉

- B-1 別紙1 実施計画書
- B-2 導入量算出表
- B-3 太陽光発電設備・蓄電池 系統別リスト
- B-4 単線結線図、配置図
- B-5 CO<sub>2</sub>削減量等計算表
- B-6 ランニングコスト削減額計算表

## 〈C. 経費関係書類〉

- C-1 別紙2 経費内訳
- C-2 経費内訳表
- C-3 採用見積書の集計表
- C-4 補助事業にかかる消費税等の仕入税額控除チェックリスト

## 〈D. その他資料〉

- D-1 補助事業の実施体制表
- D-2 導入機器の仕様書
- D-3 機器を設置する場所等の写真
- D-4 【「オンサイトPPAモデル」、「リースモデル」の場合】 需要家への補助金の還元、控除方法
- D-5 蓄電池の認証等
- D-6 需要家における脱炭素経営への取り組み
- D-7 再エネ促進区域
- D-8 その他の資料

# 提出方法

- 01) 【Jグランツ】「6.2. 応募に必要な書類」(Excel・PowerPoint・Word・PDFファイル)を公募期間内(厳守)にJグランツ/jGrants(デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム)により提出すること。
- 02) Jグランツでの申請にあたっては、事前に「GビズID/gBizID」アカウントの取得が必要となる。アカウントの取得には2週間程度必要なため、「GビズID」アカウントが未取得の場合は応募手続きに間に合うようにアカウントを取得すること。
- 03) 本補助金のJグランツでは、「gBizIDプライム」(法人等の代表者アカウント)だけでなく、「gBizIDメンバー」(組織の従業員用のアカウントとしてgBizIDプライムの利用者が自身のマイページで作成するアカウント)での申請も可能となっている。申請できるアカウントなど、Jグランツのシステム面に関する問い合わせはJグランツのヘルプデスクに行うこと。
- 04) 【やむを得ずJグランツを使用できない場合】やむを得ずJグランツを使用できない場合に限り(極力Jグランツで申請すること)、「①印刷した紙を綴じ込んだパイプ式ファイル(必ず「両開き」ものであること)」と「②全ての提出書類のデータを保存した電子媒体(CD-Rなど)」の両方を提出することでも可とする。①②のどちらかに不備があり、必要な書類やデータを確認できない場合は不採択とする。①は項目ごとにインデックス(A0、A1...など)を付して、分かりやすく作成すること。パイプ式ファイルの表紙と背表紙はExcelファイルの様式「表紙・背表紙」のシートを印刷したものとする。②はデータを保存した後、パソコンでデータを読み取れることを必ず確認すること。パスワードを設定する場合は、確認しやすいところにパスワードを記載すること。
- 05) (やむを得ずJグランツを使用できない場合の提出先)  
「一般財団法人 環境イノベーション情報機構  
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町38 鳥本鋼業ビル3階」 <https://www.eic.or.jp/eic/aboutus/>
- 06) 審査の都合上、電子メールやFAXでの提出は受け付けない。電子メールやFAXで提出された場合、応募を受け付けない。

# 提出方法

- 07) Jグランツでのアップロードのミスを含め、公募の締め切り日時を過ぎた申請は応募を受け付けない。Jグランツの入力や資料の添付などに必要な時間を見込み、十分な余裕を持って提出すること。締め切り間際に操作を行うとミスが起こりやいので、遅くとも締め切りの1日前までに提出することが望ましい。
- 08) Jグランツでの申請の受付確認の電話を機構にかけないこと。Jグランツで申請すると、ウェブフォームに入力したメールアドレスに自動送信メールが届く仕組みになっている。
- 09) 公募締め切り前であっても一度提出した資料の修正や差し替えは原則として認められない。また、公募締め切り後の書類の修正や差し替えは受け付けない。十分確認した上で提出すること。
- 10) 基本的に提出された応募書類の不備や不足を機構からは指摘しない。十分確認した上で提出すること。
- 11) 審査の公平性の観点から交付申請書を提出する前の段階での書類の事前確認は受け付けない。
- 12) パスワードを設定する場合、パスワードが分かるようにすること。必ず設定したパスワードでファイルを開けることを事前に確認すること。パスワードが分からず、ファイルを開けない場合、審査の対象外とする場合がある。



An aerial view of a large industrial building with solar panels on the roof. The building is surrounded by other industrial structures and greenery. In the foreground, there is a data center with server racks. The text "4. 問い合わせ先" is overlaid on the image.

# 4. 問い合わせ先

# 問い合わせ先

- 01) 公募全般に関する問い合わせは、次の問い合わせフォームから行うこと。 [https://inq.eic.or.jp/subsidy/st\\_r05c/](https://inq.eic.or.jp/subsidy/st_r05c/)
- 02) 電話での問い合わせは受け付けていない。
- 03) 問い合わせにあたっては、質問の前提（具体的にどのような内容の申請を検討しているか）を詳細に記載し、公募要領やQ&A集を熟読した上で、「公募要領●ページについて」、「Q&A問●について」など、質問箇所を具体的に挙げる。質問の前提が分からないと、回答できない場合や正しい前提に基づく回答とは異なる回答になる場合がある。
- 04) 過去の公募で問い合わせが多かった内容の多くを公募要領やQ&A集に反映している。公募要領やQ&A集を熟読し、それでも分からない場合に問い合わせをすること。公募要領やQ&A集を読まずに問い合わせをしないこと。
- 05) 原則として、質問は「ですます体」で記述すること。
- 06) 質問の数が多い場合、回答に1週間程度かかることがある。基本的に1週間以内に回答しているが、1週間経っても返信が確認できない場合、質問が機構に届いていないか、返信したメールが迷惑メールに分類されていることが考えられる。回答が確認できない場合、返信したメールが迷惑メールに分類されていないか確認した上で、改めて問い合わせフォームから質問を送ること。



An aerial view of a modern building with a large array of solar panels on its flat roof. In the foreground, there is an outdoor power substation with several large metal cabinets and complex wiring. The scene is set in an urban environment with other buildings visible in the background.

# 5. その他

# R5補正・R6ストレージパリティ補助金の主な変更点

No.	項目	R5（補正）・R6ストレージパリティ	R4（補正）・R5（当初）ストレージパリティ
1	上限額	1申請あたりの交付額（補助金所要額）の上限額が「太陽光発電設備」は2,000万円、「定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備」は1,000万円（合計3,000万円が上限額）	1申請あたりの交付額（補助金所要額）の上限額が2,500万円
2	基準額	定置用蓄電池 ○業務・産業用：定額（4万円/kWh）と間接補助対象経費に <u>3分の1</u> を乗じて得た額とを比較して少ない方の額 ○家庭用：定額（4.5万円/kWh）と間接補助対象経費に <u>3分の1</u> を乗じて得た額とを比較して少ない方の額	定置用蓄電池 ○業務・産業用：定額（5.3万円/kWh）と間接補助対象経費に <u>3分の1</u> を乗じて得た額とを比較して少ない方の額 ○家庭用：定額（4.7万円/kWh）と間接補助対象経費に <u>3分の1</u> を乗じて得た額とを比較して少ない方の額
3	太陽光発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）（ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の認定を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、もっぱら当該認定を受けた者に対する遵守事項等は除く）および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（詳細は以下dのとおり）に定める遵守事項等に準拠して補助事業を実施すること。	—
4	太陽光発電設備	d 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会または事前周知措置（以下「説明会等」という）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択および交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、機構に対して提出を行い、確認を受けること。	—
5	太陽光発電設備	f 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（「補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号」、「保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号」、「運転開始年月日」、「本補助金により設置した旨」を記載したもの）を掲示すること。ただし、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置きなど）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合など）には、柵塀等の設置を省略することができる。	—

# R5補正・R6ストレージパリティ補助金の主な変更点

No.	項目	R5（補正）・R6ストレージパリティ	R4（補正）・R5（当初）ストレージパリティ
6	定置用蓄電池	2024年度 〈業務・産業用〉蓄電池 「目標価格」 12.0万円/kWh（税抜・工事費込み） 2024年度 〈家庭用〉蓄電池 「目標価格」 13.5万円/kWh（税抜・工事費込み）	2023年度 〈業務・産業用〉蓄電池 「目標価格」 16.0万円/kWh（税抜・工事費込み） 2023年度 〈家庭用〉蓄電池 「目標価格」 14.1万円/kWh（税抜・工事費込み）
7	定置用蓄電池	<p>【リユースの定置用蓄電池の場合】 次のa、bのいずれかを満たすこと。</p> <p>a 導入する蓄電池について、JIS C 8715-2: 2019、IEC 62619: 2022などの類焼試験に適合していることの「①第三者機関による証明書」と「②証明に関する資料（温度プロファイル、写真など）」の両方を交付申請書で提出できるものであること（モジュール以上）。電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、上記に代えてJETリユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。</p> <p>b 定置用蓄電池の法定耐用年数である6年間、充放電を繰り返して使用できる製品であることを確認できる資料（メーカー保証書など）を交付申請書で提出すること。</p>	<p>(Q&amp;A) 法定耐用年数が経過した後の車載型蓄電池を定置用蓄電池としてリユースしたものであり、公募要領に記載された内容を満たすものであれば、リユースの定置用蓄電池も補助対象になります。蓄電池の法定耐用年数である6年間、充放電を繰り返して使用できる製品であることを客観的に確認できる資料を申請書で提出する必要があります。基準額の算定方法は新品の製品の場合と同様です。法定耐用年数が経過した後の車載型蓄電池を定置用蓄電池としてリユースしたものの以外は補助対象になりません。</p>
8	主な評価ポイント	<p>需要家における脱炭素経営への取り組み</p> <p>a 「RE100（Renewable Energy 100% / 再生可能エネルギー100%）」や「再エネ100宣言 RE Action」への参加が確認できること。</p> <p>b 「SBT（Science Based Targets / 科学的根拠に基づく目標）」の認定を受けていることが確認できること。</p> <p>c 「TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）」への賛同表明をしていることが確認できること。</p> <p>d 2050年のカーボンニュートラル達成または目標年限の前倒しなど、「温室効果ガスの排出削減目標」を設定していること。</p> <p>e 「デコ活応援団」への参画、「デコ活宣言」の実施など、「デコ活」に関する取組を行っていること。</p>	<p>需要家における脱炭素経営への取り組み</p> <p>a 「RE100（Renewable Energy 100% / 再生可能エネルギー100%）」や「再エネ100宣言 RE Action」への参加が確認できること。</p> <p>b 「SBT（Science Based Targets / 科学的根拠に基づく目標）」の認定を受けていることが確認できること。</p> <p>c 「TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）」への賛同表明をしていることが確認できること。</p>



## デコ活関係予算一覧 (令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案に係る デコ活関係予算について)

### 《デコ活関係予算について》

環境省では2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするため、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進に取り組んでいます。

この「デコ活」を国民の皆様幅広く普及・浸透させ、活用いただくためにも、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案において、カーボンニュートラルを始めとした豊かな暮らしに関わる予算について「デコ活関係予算」として取りまとめました。

詳細は下記のとおりです。

(☆)：エネ特会、(一部☆)：一部エネ特会

### 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案における

**デコ活関係予算の合計 2,940 億円**

(単位：億円)

・ 地域脱炭素推進交付金 (☆)	425
	【5年度補正】135
・ 防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援 (地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業) (☆)	20
	【5年度補正】20
・ 初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援 (民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) (☆)	40
	【5年度補正】82
・ 住宅のZEH・省CO2化促進事業 (☆)	110
	【5年度補正】14
・ 業務用建築物の脱炭素化改修加速化事業 (☆)	111
・ 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (☆)	47
	【5年度補正】62
・ 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援 (☆)	1,350
	【5年度補正】409
・ 商用車の電動化促進事業 (☆)	
・ 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 (☆)	15
・ 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 (☆)	3
・ 脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業 (☆)	4
・ バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業 (☆)	14

※四捨五入により億円単位とならない事業については、小数点で記載している。

出典：デコ活関係予算一覧（令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案に係るデコ活関係予算について）（環境省）  
<https://www.env.go.jp/content/000184004.pdf>

## 需要側を含む社会全体でのGXの推進

資料 2



環境省として、新たな国民運動「デコ活」※を推進し、  
脱炭素製品等の需要を喚起するため、関連施策を総動員

### 地域・ 暮らし

- ◆ **地域の脱炭素の取組を後押しし、脱炭素需要の面的創出、地域への貢献・経済成長の実現**
  - 自営線マイクログリッドを構築する地域等において、再エネ・省エネ・蓄エネ等の排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援（特定地域脱炭素移行加速化交付金 60億円）
- ◆ **住宅・建築物の脱炭素化を支援し、ストック性能向上、競争力強化**
  - 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減等に向けて、既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱改修を支援（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援 1,170億円）

### バリュー チェーン

- ◆ **物流の脱炭素化を通じ、運輸部門等の排出削減、競争力強化**
  - 運輸部門の排出削減、価格低減による産業競争力強化・経済成長に向けて、商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化を支援（商用車の電動化促進事業 341億円）
- ◆ **事項要求：産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進**
  - 排出削減が困難な産業に裨益する**資源循環投資**（サーキュラーエコノミー）等

※デコ活とは、二酸化炭素（CO2）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉

## 新国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進



### 愛称

国民に広く公募し（8,200件の応募）、愛称公募選定会議で「デコ活」に決定（生みの親↑）  
(2023年7月13日)

### 今後の 取組

- ◆ 「デコ活」の認知向上を通じた国民の意識・行動変容を促すため、**ロゴマーク、メッセージ、具体的なアクション**等を近く公表
- ◆ 衣食住など、あらゆる生活場面で豊かで脱炭素に貢献する暮らしに向けた、“暮らしの10年ロードマップ”を年度内に策定し、計画的に実行



**700以上の企業・自治体・団体等と協力し、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を後押しし、脱炭素製品・サービス等の需要を強力に創出**

出典：GX実行会議（第7回）\_GX実行に向けた環境省の取組（環境省）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\\_jikkou\\_kaigi/dai7/siryou2.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai7/siryou2.pdf)